

平成 30 年 5 月 1 日

東洋観光株式会社

運輸安全マネジメントに関する取組み

東洋観光株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社一丸と
なって取り組んでまいります。

1. 輸送の安全に関する基本方針

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 安全方針

- ① 安全・安心輸送に徹すること
- ② コンプライアンスを意識すること
- ③ 責任と自覚を持って積極的に業務を遂行すること

2. 平成 30 年度の重点項目

- (1) 歩行者・二輪車に対する防衛運転
- (2) 回送時の事故撲滅
- (3) 後方安全確認の徹底
- (4) 発進時安全確認の徹底
- (5) 左側安全確認の徹底

3. 輸送の安全に関する目標および事故統計

(1) 平成 29 年度の輸送の安全に関する事項

目 標：加害事故発生件数 8 件以内にする

実 績：加害事故発生件数 11 件（軽微なものも含む）

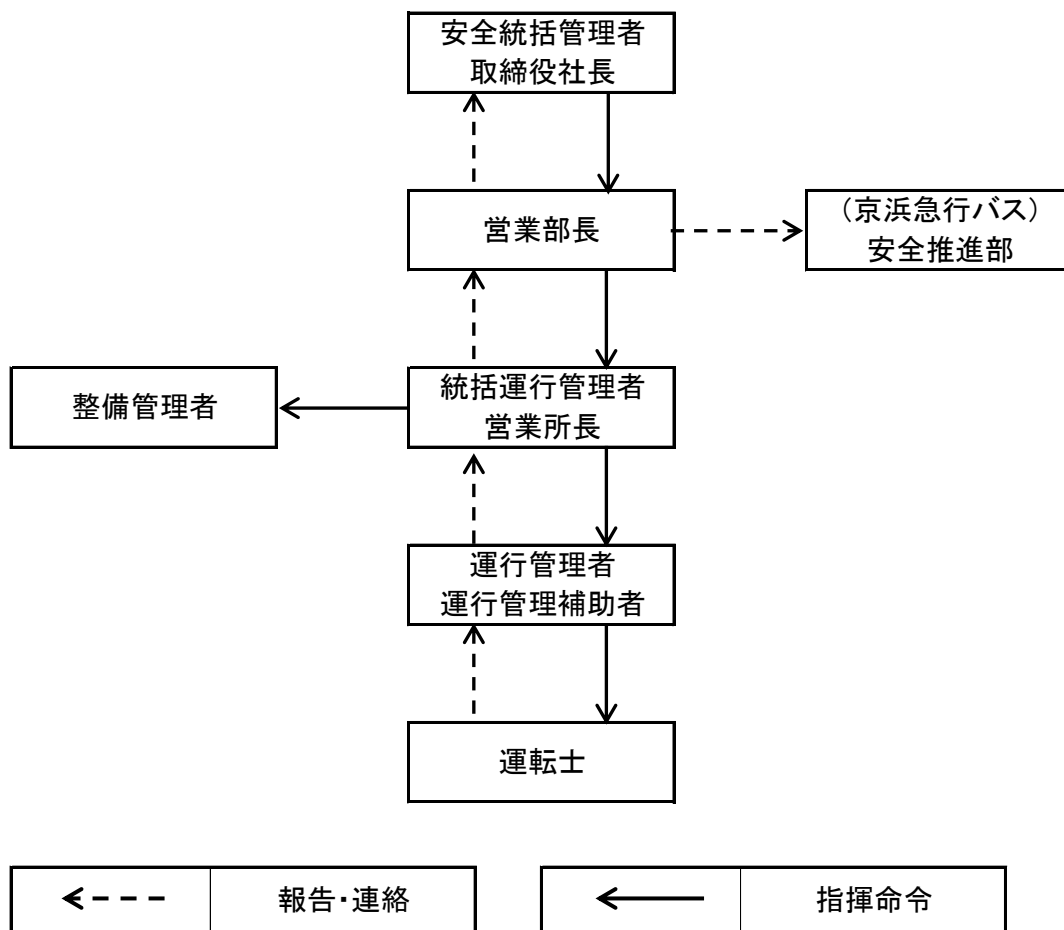
(2) 平成 30 年度の輸送の安全に関する事項

目 標：加害事故発生件数対前年 30%削減する(軽微なものも含む)

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統図

東洋観光株式会社

安全管理体制組織図



5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の向上を図る
- (2) 安全対策サービス向上委員会を中心に情報共有を行い、安全風土の醸成に努める
- (3) ドライブレコーダーの映像を取得、ヒヤリハット情報を収集し、事故の傾向を分析した結果を事故の未然防止・再発防止に努め有効活用する
- (4) 国土交通省、バス協会、関係団体等通達の実施、および協調しての事故防止を推進する

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 安全運動

- ① 経営トップによる職場巡視(6月・12月)
- ② 春・秋の全国交通安全運動(4月・9月)
- ③ 交通キャンペーン(9月)横浜・横須賀地区の展開に参加

(2) 各会議体

- ① 東洋観光株式会社主催会議体(経営・現業部門)
 - ・事務所会議(毎月)
- ② 京浜急行バス主催会議体(経営・管理部門)
 - ・バスグループ会議

(3) 設備投資

- ① ドライブレコーダーのカメラを順次増設し、事故およびヒヤリハットの解析を向上させ安全運行の強化を図る
- ② デジタルタコグラフ解析用ソフトの導入
(労働時間管理・過労運転防止・基準適合状況把握)

7. 教育計画

(1) 現業管理部門

- ① 運行管理者の研修に参加
- ② 年間教育計画にもとづき参加

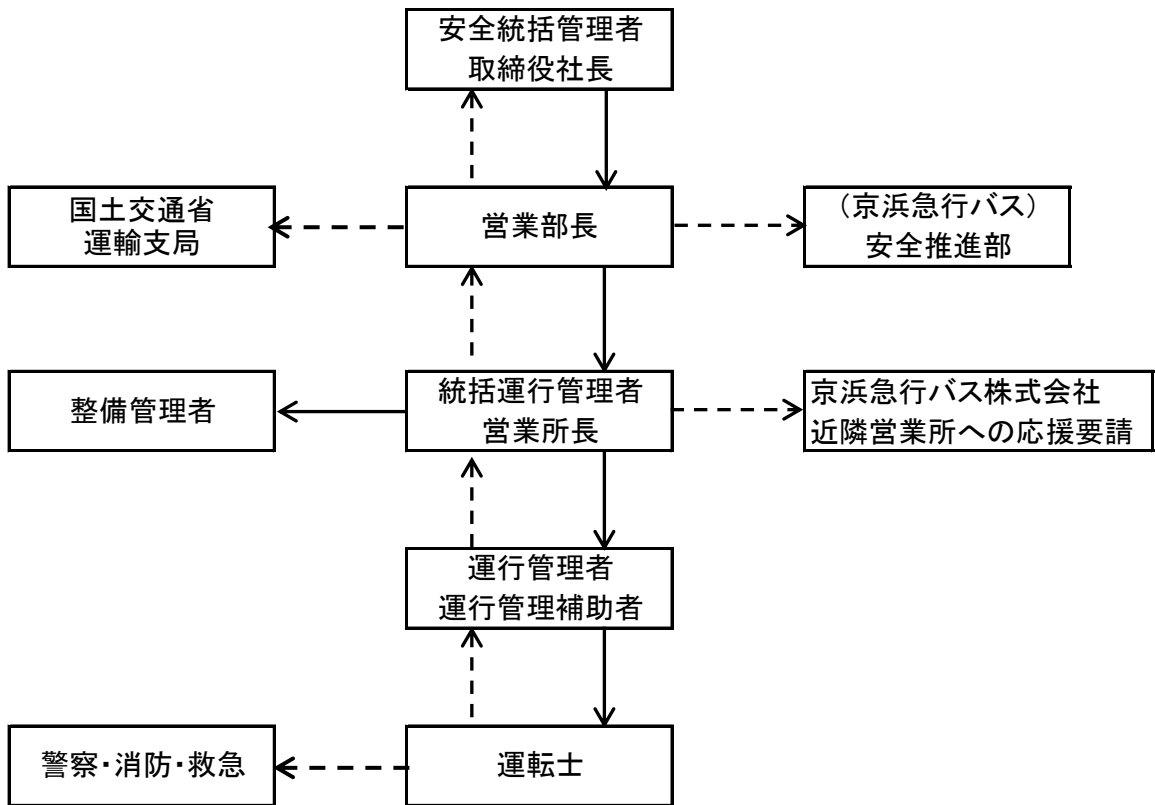
(2) 乗務員

- ① 事故防止懇談会
- ② 年間教育計画にもとづき参加

8. 重大事故・災害等に関する連絡体制

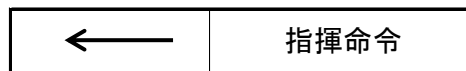
東洋観光株式会社

重大事故・災害発生時連絡体制図



(注)

事故等によりその職務を遂行できない者が生じた場合
次席に相当する者が臨時にその職務を遂行する。



9. 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

輸送の安全性の向上を目的として、ひたちなか自動車運転安全センターにおいて宿泊研修(運転士)を実施

平成 30 年 4 月 2 日～3 日 (運転士 2 名)

平成 31 年 4 月頃、実施予定 (運転士 2 名)

主に貸切運転士を対象に雪山現地研修を実施予定

平成 30 年 12 月中旬頃 (運転士・運行、整備管理者・営業部長他、参加予定)

10. 安全統括管理者

取締役社長 清野 尚

11. 安全管理規程

別紙のとおり

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る事業活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長(以下「社長」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部点検を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること
- (4) 輸送に安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること
- (5) 輸送に安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

2 京浜急行バスのグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、体制の構築等必要な措置を講じる
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、自らが選任した安全統括管理者の意見を尊重する
- 4 社長は、輸送の安全確保するための業務の実施および管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 運輸次長は、安全統括管理者の命を受け事故防止に関する事項を統括する
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督をする
 - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障をおよぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時、内部点検を行い社長に報告をすること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う

4 社長は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、または届出を行う

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第15条 社長は、自らまたは安全統括管理者が指名する実施責任者が、安全マネジメントの実施状況等を把握するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められた場合には、緊急に輸送に関する内部点検を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部点検等が終了した場合には、その結果を改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または、前条の内部点検の結果や、改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる

(情報の公開)

第17条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故情報、その他安全に関する情報について、毎年度、本社営業所に掲

示等で外部に対し公表する。

2 社長は、運輸規則第 47 条の 7 に基づき、輸送の安全の確保のため講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する

(輸送に関する記録の管理等)

第 18 条 本規則は業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録、および保存の方法を定め保存する

付則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。